

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第 35 条の 5）および農協法施行規則（第 81 条）、に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当組合の理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に提出くださいますようお願いいたします。

胎内市農業協同組合 監事会

提出先：住所 胎内市本郷字家の下 493 番地 2
部署名 監査室事務局
受付監事 常勤監事 宛

※当組合の業務に関する一般的な苦情については、別途窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

【一般苦情相談窓口】住 所 胎内市本郷字家の下 493 番地 2
電話番号 0254-43-7402
担当部署名 総務部 リスク管理課